

2. 用語解説

《大気汚染関係》

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄 (S) の酸化物全体 (SO_x と略記され、俗にソックスといっている。) のことであるが、主として二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガスともいう)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸ともいう) が問題となる。硫黄または硫黄を含有する燃料 (主に重油) が燃えるときに発生するが、一般の燃料排ガス中にはSO₂の方が多く、大気中では酸化されてSO₃となり、湿った大気中では水蒸気と一緒になって硫酸ミストとなる。刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、単独でも呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などを起こすほか、動植物に悪影響を与えるが、ばいじんなど他の汚染物質との共存による相乗作用が強く現れるといわれる。

一酸化炭素 (CO)

無色、無臭の気体で空気中で点火すると燃える。炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれているが、燃料や鉱石の還元で使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出されるものである。一酸化炭素の有毒性は血液中の血色素 (ヘモグロビン) と結合し、血色素の酸素運搬力を奪うことにより起きる。

一酸化窒素 (NO) 窒素酸化物参照

オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアルナイトレートその他沃化カリウム又は臭化カリウムと反応して沃素又は臭素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人の植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は、なお不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が光 (近紫外線) の作用で化学反応を起こして生ずるものとされている。

化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧力の影響を受け変性して燃料となったもので石炭、石油及び天然ガスの総称である。大気汚染対策上とくに問題となることは、石油や石炭が含んでいる硫黄分 (産地により異なる) が燃焼に伴って硫黄酸化物となり大気を汚染することであるが、石油については精製課程の低硫黄化が進んでいる。

環境基準

環境基本法には「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれの人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。

規制基準

これ以上超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等がこれに違反した場合には強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

公害

明治29年河川法（明治29年4月8日法律71号旧河川法）第4条のなかで「公害」という言葉が出てくる。ここでいっているのは流水によるものに限られているが、今日では環境基本法第2条第3項で規定する7種類の公害すなわち大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のほか、日照妨害、電波障害なども公害に含めて考えられている。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、大気中から地面に雨等とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するものの総称。降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質にわけられ、不溶解性物質のタールには、発ガン物質などの有害物質が含まれている。測定には、ダストジャー又は、デポジットゲージで測定し、その結果はトン/km²/月であらわす。

ダイオキシン類

燃焼過程や化学物質の合成過程などで意図せずに生成される化学物質で、一般にポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（PCDD）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーPCBのようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDF及びPCDDにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義された。

窒素酸化物（NO_x）

物の燃焼に伴い発生する。その多くは、一酸化窒素（NO）として排出され、大気中で酸化されてしだいに二酸化窒素（NO₂）が生成される。その発生源は、自動車等の移動発生源と工場・事業場等のボイラー等の固定発生源で、都市部においては広範囲に分散している。一方、光化学スモッグの原因物質でもあり、現在、大気汚染対策の重要な課題とされている。

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の量や濃度をその毒性の強さで表すときの単位。ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっているため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1としたときの他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数（毒性等価係数（TEF））を算出し、この係数を用いてダイオキシン類を評価する。

二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスとも言われ、無色、刺激臭のある有毒な気体で、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が強く、空気中に 0.012～0.015%あると人体に有毒である。植物は 0.003%でも枯死するといわれている。燃料中の硫黄分が燃焼したときに排出される。

二酸化炭素（CO₂）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼の際や動植物の新陳代謝によって発生する。特に有毒性はないが、温室効果ガスとして地球温暖化の主因といわれている。

二酸化窒素（NO₂）

赤褐色、刺激性のガスで、水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないため、はなはだ危険。急性中毒死の例が多く、作用は遅発性で、高濃度吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般的に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ不明。

ばい煙

燃料その他の燃焼に伴い発生するばいじん、燃焼に伴う SO_x 及び燃焼・合成等処理に伴い発生するカドミウム等の有害物質を一括していう。

排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものであるが、同じ主旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、悪臭防止法では規制基準として表現している。

ppm

百万分の 1 の表示のことで、単位体積中に含まれている物質の量をあらわす単位で、特に大気汚染や水質汚濁の汚染物質の濃度を表示するのに使用されている。たとえば、1 立方メートルの大気中に 1 立方センチメートル、もしくは 1 トンの水中に 1 グラムの物質が含まれている場合を 1 ppm と表示する。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が 10 ミクロン（マイクロメートル：1mm の 100 分の 1）以下のものをいう。人工的な発生源としては、自動車、工場、鉱山などのばいじんや粉じんなど、自然界に由来するものとしては、土壌粒子、海塩粒子、火山活動などがある。

フロンガス（クロロフルオロカーボン）

メタン、エタン等の炭化水素に塩素やフッ素等のハロゲンが結合した化合物の総称。

炭素、水素、フッ素の原子の数により、フロン 11、フロン 12、フロン 113、と呼ばれ、量産しているだけで約 20 種類あるといわれている。

フロンガスは、エアロゾルの噴霧剤、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などとして、広く使われており、成層圏中のオゾン層を破壊し、皮膚がんの原因となったり、異常気象を起こしたりするとされている。

粉じん

粉じんは、工場・事業場のばい煙発生施設及び粉じん発生施設、あるいは自動車の通行などにより大気中に発生する。この粉じんは、粗大な粒子のもの(降下ばいじん)と微細な粒子のもの(浮遊粉じん)とに大別される。浮遊粉じんのうち粒径 10 ミクロン以下の粒子は、沈降速度が小さく大気中に比較的長時間滞留するため、人間の気道又は肺胞に付着して呼吸器に影響を及ぼすことから、これを浮遊粒子状物質として環境基準が定められている。

有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム(Cd)及びその化合物、②塩素(Cl)及びその化合物(HCl)、③弗素(F)、弗化水素(HF)、④鉛(Pb)及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められている。排水(汚、排水)に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①Cd及びその化合物、②シアン化合物、③有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。)、④Pb及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素(As)及びその化合物、⑦水銀(Hg)及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧PCB、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等 24 物質であり、それぞれ排水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。

《水質汚濁関係》

栄養塩類

生物がその生命を維持するために体外より摂取する塩類。生体を構成する主要元素の炭素(C)、水素(H)、酸素(O)、窒素(N)、燐(P)、硫黄(S)、カリウム(K)、ナトリウム(Na)、カルシウム(Ca)、マグネシウム(Mg(珪藻類ではケイ素:Si))と、微量元素の鉄(Fe)、マンガン(Mn)、亜鉛(Zn)、コバルト(Co)、銅(Cu)、モリブデン(Mo)、ホウ素(B)などのうち、炭素、水素、酸素以外のおもに塩類として摂取される物質をさす。

塩素イオン(Cl⁻)

塩素化合物、例えば食塩などが水中で電離したときに生ずる。海水中には約 19%の塩素イオンが含まれるが、天然の陸水中に含まれる量はきわめて少ない。塩素イオンは、通常の排水処理ではほとんど変化しないので、処理経過における希釈の有無の判定に利用されることがある。

汚濁負荷量

汚濁物質が大気中や水の環境に一定期間内に与える影響の総量を表す数値であり、濃度と総量(排出ガス、排水など)の積として算定される。

浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活雑排水をし尿と合わせて処理できる設備である。下水道計画等のない地域では、生活排水による水質汚濁が進んでいるが、その対策として有効な汚水処理方法となっている。

化学的酸素要求量（COD）

生物化学的酸素要求量（BOD）と同じように、水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表す。

下水道（公共下水道）

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が含まれる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の川に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の川に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道にあって、その終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわれている水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外の全ての溝渠、水路が公共用水域に包含される。

最確数（MPN）

細菌数の定量試験の1つで、検水の同一希釈度のものを数本ずつ（例えば0.01ml、0.1ml…のように連続して4段階以上）それぞれにつき、推定、確定、完全試験を行い測定しようとする細菌の有無を確認し、これによって確率論的に細菌数を算出し、これを最確数として表す。

自浄作用

河川などが汚濁された場合、時間の経過に伴って、もとの清澄な水域にもどる現象をいい、微生物による酸化、還元、物理的な作用として沈殿、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられる。

水質汚濁

水質汚濁とは、河川、湖沼、海域などの水域が、工場・事業場の排水、及び一般家庭からの排水により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げていることをいう。

水生生物

陸上や陸中などの空気中で生活している生物に対して、海洋・湖沼・地下水などの水中で生活している生物をいう。特にここでは、水生昆虫を指す。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿と水洗便所からの排水を除いた全ての雑水をいう。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の水や海水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するとき必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に ppm で表す。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。

全窒素（T-N）

アンモニア窒素、有機性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素などの総称。

全リン（全燐：T-P）

合成洗剤助剤等の有機化合物に含まれるリンの総和。

大腸菌群数

大腸菌群とはグラム陰性、無芽胞の桿菌で乳糖を酸とガスに分解する好気性または嫌気性の菌グループをさし、糞便による汚染の有無を知る指標として広く用いられる。人及び動物の腸内に寄生する大腸菌（Coli 型）だけを正確に区別することは困難なので、大腸菌群数として培養検出された数を確率論で計算した最確数(MPN)として表示する。

底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、性質、形状、含有物等を総称している。

75%水質値（75%値）

年間の月間値の全データーをその小さいものから順に並べ n （データー数） $\times 0.75$ 番目に当たる値をいい、BOD・CODの測定値を環境基準と対比評価する場合に用いる。

浮遊物質（SS）

粒径 2mm 以下の水に溶けない嫌濁性の物質の総称であり、一定量の水質をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることにより定量される。重要な汚濁指標のひとつで、浮遊物質が多くなると光の透過を妨げ河川の自浄作用を阻害したり魚類の呼吸に悪影響をおよぼす。一般に水域の正常な生産活動を維持するには 25ppm 以下が望ましいとされている。

富栄養化（物質）

人類の経済活動の急激な発展に伴って、湾内や湖沼に生活排水、農業廃水、あるいは工場排水として多量の窒素あるいはリン等の栄養物質が流入し、そのため植物プランクトンなどの藻類が著しく増えて水質を悪化させる現象。

閉鎖性水域

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。こういう水域は有機物や硝酸塩、リン酸塩などの流入により富栄養化しやすく赤潮などの発生を招く。

ｐH（水素イオン濃度）

酸、アルカリを示す指標で 7.0 が中性、これより小さい値は酸性、大きい値はアルカリ性である。特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH を示す。なお、水道用水として望ましい水質の pH は 6.5～8.5 までの範囲である。

有機物

炭素、水素を主な構成要素とし、これに窒素、リン、硫黄等の原子が加わったりして形成されているもの等をいう。

溶存酸素（DO）

溶存酸素とは、一般に液相中あるいは水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などにより汚染され有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し溶存酸素が減少すれば魚介類は死滅する。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域の水質が、人の健康の保護並びに生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められている排水基準の二つがある。

水質基準としては、まず水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められた。

テトクロロエチレン（パークレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成 9 年 2 月に大気環境基準が設定された。環境基準値は、年平均で $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 。

繊維に対する作用が穏やかなので、ドライクリーニング用の溶剤として使われている。トリクレンと同様、焼却等により簡単に無機系の塩化物に戻すことができず、生物分解も困難であるため、環境への蓄積、生物濃縮などが問題となっている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のある物質としており、水道水の水質基準においては $0.01\text{mg}/\ell$ 以下であることとされている。

トリクロロエチレン（トリクレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成 9 年 2 月に大気環境基準が設定された。環境基準値は、年平均で $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 。

不燃性で、溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄剤の分野で多量に使用されている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のある物質としており、水道水の水質基準においては $0.03\text{mg}/\ell$ 以下であることとされている。

《騒音・振動関係》

暗騒音

ある音を対象として考える場合、その音が無いときにもその場所に存在する騒音を、対象の音に対して暗騒音という。騒音測定に際しては、暗騒音の影響に注意が必要である。

環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われ始めた用語であるが、ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。例えば、住宅地で遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音。

近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、例えばピアノ、その他の楽器の騒音、クーラーその他の冷暖房の音、TV、ステレオの音、あるいはペット、家畜の騒音等々が不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音。

深夜営業騒音

深夜営業する飲食店や酒場などの拡声器やカラオケなどの音に代表される騒音。

自動車騒音（道路交通騒音）

道路交通に起因する騒音であり、大きな社会問題となっている。自動車騒音の主なものは、エンジンの音、排気音、タイヤ音、警笛音などで、ひんぱんな停止発進、加速時の騒音やスピードアップに伴うタイヤの音等が問題となることが多い。車種別に見ると最も大きいものは、ディーゼルエンジン付きの大型トラック、バス等である。対策としては、①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音等が考えられる。

デシベル（dB）

音や振動の強さ、大きさなどを表す単位として用いている。もともと音圧、音の強さ、音響出力振動速度の物理量としての単位はマイクロバル（ μ bar）、ワット平方メートル（ W/m^2 ）ワット（W）、メートル毎秒毎秒（ m/s^2 ）があるが、通常の値を表すには不便なので、それぞれ基準の値を決め、その比の値の常用係数（log）を10倍（又は20倍）して表し、デシベル（dB）で表示する。このような表し方をした場合一般にレベルとっており、音圧レベル、音の強さレベル、パワーレベル等があり、騒音レベル及び振動レベルについては次のように決められている。

(1) 騒音レベル

JISC 1502（普通騒音計）で測定した聴覚補正済みの音圧レベルをいい、その計量単位はデシベルを用いて、略記号はdBを使う。

(2) 振動レベル

JISC 1510（振動レベル計）で測定された感覚補正済みの鉛直方向における振動加速レベルをいう。計量単位はデシベルを用いて、略記号はdBを使う。

等価騒音レベル

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表すため、音の合成が容易で予測計算方法も単純化される。また、人に感じられるうるささとの対応にも比較的優れている。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音、振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称

特定施設（特定工場）

工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして、法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称。これらを有する事業場を特定工場という。

要請基準

自動車から発生する騒音や排出ガスが、この基準を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の禁止又は、速度の制限、徐行等の措置を要請することができる。

用途地域

都市計画として、都市計画区域に定められている地域で、第一種住居専用、第二種住居専用、住居近隣商業、商業、準工業、工業及び工業専用地域の8種類がある。

用途地域内における建設物、工作物については建設基準法等により、種々制限が加えられている。なお、騒音振動に係る規制基準は用途地域により基準値が区別して定められている。

《悪臭関係》

アンモニア（ NH_3 ）

刺激臭、主な発生源は肥料工場・し尿処理場・化製場・養豚・養鶏その他。

トリメチルアミン（ $(\text{CH}_3)_3\text{N}$ ）

腐った魚臭。主な発生源は水産加工場・化製場・皮革製造・飼料工場・畜産業・その他。

二硫化メチル（ CH_3SSCH_3 ）

ニンニク臭、主な発生源はクラフトパルプ工場・化製場・魚腸骨処理場・ゴミ処理場・し尿処理場・下水処理場・その他。

メチルメルカプタン（ CH_3SH ）

腐ったたまねぎ臭。主な発生源はクラフトパルプ工場・石油精製・ガス製造業・化製場・その他。

硫化水素 (H₂S)

無色、腐卵臭のある有毒な気体で、水に溶けやすい。0.5ppm 程度の濃度でも探知できるが、数百 ppm 高濃度で嗅覚がマヒして、悪臭を強く感じなくなる。粘膜に対する刺激作用と窒息性作用がある。眼、特に角膜に対する刺激はきわめて特徴的であり、高濃度では呼吸中枢のマヒにより窒息死を招く。

硫化メチル ((CH₃)₃S)

腐ったキャベツ臭、主な発生源はクラフトパルプ工場・石油精製・ゴミ処理場・その他。

悪臭物質

200 万種以上もあるといわれる化合物や元素のうち、においを持つものは約 40 万種におよび多種多様のものであるが、特に問題となるものは窒素化合物、硫黄化合物の中に多い。嗅覚は個人差が大きく、また同一人でも状態によって感じ方が異なるが、大部分の人が不快に感ずるにおいを悪臭といっており、法令による規制は悪臭のうち測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方法をとっている。一部の地方自治体では複合された悪臭を規制するため、人の嗅覚で判定する官能試験（食塩水平衡法、三点比較式臭気採点法）による規制方法を公害防止条例などで実施している。

閾値 (いきち)

生物学分野で使用され、ある刺激によって反応が引き起こされる場合に、刺激の強さがある値に達しなければ反応が見られない。この値を閾値といっている。においの刺激の場合に何らかのにおいがやっと感じられる最小濃度を嗅閾値、又は閾値といっている。なお、臭気の強度と臭気原因物質の濃度との関係は“ウェーバー・ヘフナーの法則”が知られ、においの強さを半分にするためには臭気物質の濃度を 10 分の 1 程度にしなければならない。

閾濃度 (いきのうど)

前項の閾値と混同されるおそれのある言葉であるが、閾濃度はこれまでの疫学的調査研究によって、その濃度以下なら住民の健康に悪い影響がなかったと言い得る汚染の限度を示す値である。

《その他一般》

アメニティー (amenity)

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」など、ときには「環境保全」とも訳されているが、「人間的な住み良さ」といった感じの言葉である。日本ではこのような思想の伝統が薄かったが、1976 年の OECD (経済協力開発機構) の東京会議における指摘が契機となって、とくに都市環境整備の面で取り上げられている。諸外国におけるアメニティー保全施策の主なものは、①歴史的風土の保存、②広告の規制、③樹木の保存、④デザインの規制などである。

温室効果ガス

地表面から赤外線として宇宙に逃げていくエネルギーを吸収して大気を温める気体。

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が代表的。大気中にこれらの気体が急激に増えると、地球温暖化が引き起こされるといわれている。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」ともいわれ、動物の生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼす可能性があるとの指摘がなされている。

指標生物

生物はその住んでいる環境に適応して生育している。したがって、ある地域について特定の生物又は生物群を取り上げて、その種類、数又はその状態を知ることにより、その地域の環境が標準的なものかどうかを総合した形で客観的に判定する尺度とすることができる。このような目的で利用する生物を指標生物と呼び、環境汚染を対象とした指標生物調査としては、水棲昆虫群による水質汚濁度の分類、こけ類を利用した大気汚染の判定、アサガオを指標植物とした光化学オキシダントの発生状況調査などがある。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素など人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象。

海水の熱膨張や氷河・氷床の溶解による海面上昇、気候の変動に伴って生じる災害、食料不足が危惧される。

地球環境問題

人間の活動により地球全体あるいは広範は部分の環境に影響を及ぼす問題や開発途上にある海外の地球、環境、又は国際的に価値があると認められている環境に影響を及ぼす問題。オゾン層の破壊・地球の温暖化・酸性雨・有害廃棄物の越境移動・海洋汚染・熱帯雨林の減少・砂漠化・開発途上国の公害問題などがある。

平成 18 年版 大船渡市の環境

平成 19 年 3 月 発行

発 行 / 大船渡市生活福祉部市民生活環境課
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
0192 - 27 - 3111
